

# 当座勘定規定集 (パーソナルチェック用)



(2020年1月1日現在)

## 当座勘定規定 (パーソナルチェック用)

### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、第24条第3項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第24条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

### 2. (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。
- (2) 小切手要件、手形要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

### 3. (証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

### 4. (本人振込み)

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。なお、当座勘定元帳への入金記帳は振込通知受信の翌営業日以降とする場合があります。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

### 5. (第三者振込み)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第3条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第4条と同様に取扱います。

### 6. (受入証券類の不渡り)

- (1) 前4条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第5条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

### 7. (小切手、手形の金額の取扱い)

小切手、手形を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

### 8. (小切手、手形の支払)

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手についても、

この当座勘定から支払います。

- (2) 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出したまたは引受け名義のいかんにかかわらず、本人から届出るものとします。なお届出は書面によってください。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。

### 9. (小切手、手形用紙)

- (1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の小切手または手形については、当行はその支払をしません。
- (4) 小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

### 10. (支払の範囲)

- (1) 呈示された小切手、手形等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込された資金により支払います。なお15時以降に入金した資金を支払に充当したとしても当行は責任を負わないものとします。
- (3) 小切手、手形の金額の一部支払はしません。

### 11. (支払の選択)

同日に数通の小切手、手形等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

### 12. (過振り)

- (1) 第10条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて小切手、手形等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%(年365日の日割計算)とし、当行所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払いがない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

### 13. (手数料等の引落し)

- (1) 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。

### 14. (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

### 15. (署名鑑(または印鑑)の届出)

- (1) 小切手、手形および諸届け書類は、必ず自署(または届出印)によることとし、その署名鑑(または印鑑)は当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人から代理人の氏名とその自署した署名鑑(または印鑑)を前項と同様に届出てください。

### 16. (届出事項の変更)

- (1) 小切手、手形、小切手用紙、約束手形用紙、(印章)を失った場合、または氏名、代理人、住所、電話番号、(印章)その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 17. (署名鑑(または印鑑)照合等)

- (1) 小切手、手形または諸届け書類に記載された署名(または印鑑)を、届出の署名鑑(または印鑑届)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 小切手、手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

#### 18. (振出日、受取人記載もれの小切手、手形)

- (1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件をできるかぎり記載してください。  
もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 19. (線引小切手の取扱い)

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名(または届出印)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じて、当行はその責任を負いません。  
また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、本人に求償できるものとします。
- (3) 代理人が自己の名義で振出したものについても前項と同様当行はその責任を負わず、また、本人に求償できるものとします。

#### 20. (自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形の裏書に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 21. (利息)

当座預金には利息をつけません。

#### 22. (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

#### 23. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

#### 24. (解約)

- (1) この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。  
ただし、当行に対する解約の通知は本人の署名(または届出印を押印)した書面によるものとします。
- (2) 当行は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。
- (3) 前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約するこ

とができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E. その他AからDに準ずる行為

- (4) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

#### 25. (取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された小切手、約束手形または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の小切手用紙、手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

#### 26. (手形交換所規則による取扱い)

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第8条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 27. (個人情報情報センターへの登録)

個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヵ月間)登録し、加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- ① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき

## 28. 本規定の変更

- (1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。
  - ① 契約者の一般の利益に適合する場合
  - ② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合
- (2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
- (3) 第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以 上

## 小切手用法（パーソナルチェック用）

- (1) この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- (2) 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。  
なお先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりま  
すからご承知おきください。
- (3) 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記  
入のうえ、かならず自署（署名取引の場合）または記名なつ印  
（お届け印、印鑑取引の場合）してください。  
なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してくださ  
い。
- (4) ① 金額は所定の金額欄に記入してください。  
② 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、  
参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」  
を、その終りには「円」を記入してください。  
③ 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入す  
るときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」  
を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。  
なお、文字による複記はしないでください。
- (5) 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使  
用してください。  
金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所に姓だけを自  
署（署名取引の場合）またはお届け印によりなつ印（印鑑取引  
の場合）してください。
- (6) 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないで  
ください。
- (7) 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があ  
ったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。
- (8) 小切手用紙は、当行所定の受取書に自署（署名取引の場合）ま  
たは記名なつ印（お届け印、印鑑取引の場合）のうえ請求して  
ください。

## 約束手形用法

- (1) この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使  
用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしな  
いってください。
- (2) 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に  
記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用  
してください。  
住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。  
なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してくださ  
い。
- (3) 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、で  
きるだけ記入してください。

- (4) ① 金額は所定の金額欄に記入してください。  
② 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入す  
るときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」  
を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。  
なお、文字による複記はしないでください。  
③ 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、参、  
拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、  
その終りには「円」を記入してください。
- (5) 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用  
してください。  
金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を  
なつ印してください。
- (6) 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）など  
の余白部分は使用しないでください。
- (7) 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があ  
ったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。
- (8) 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のう  
え請求してください。
- (9) 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してくださ  
い。  
ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

以 上